

# 解説

## 農業構造改善事業の推進貸金

### 一借一入一方一法一

県畜産課技師 片山秋坪

農業構造改善事業は昭和36年度から、農業所得の大巾な増大を目標にすでに各地で事業の実施が計られています。これは国の基本的な農業施策として一市町村当り平均事業所で1億1千万円という大きな資金を、適地適作による主産地形成を目標に土地基盤整備や、施設の近代化のために投入して農業の構造的な改善を計り、これらの地区を拠点に農業を根本的に改善していこうというものであります。

このため、これらの事業の実施には、国や県によって土地基盤整備では事業費の7割、経営近代化のための共同利用施設については5割もの高率の補助が行われています。

しかしながら事業そのものの規模が非常に大きいため、なおこの事業に参加し、あるいは事業費の一部を負担される農家の方々には、なお相当多額の自己負担金がかかることとなります。従業この農家の負担については、負担額の8割までが農林漁業金融公庫資金や農業近代化資金が融資されることになっていました。ところが本年4月に、農林水産業の経営改善や規模の拡大をさらに積極的に進めるため、あらたに長期、低利資金をして農林漁業経営構造改善資金融通制度が設けられました。

この資金はこのような目的をはたすため、農林水産業を含めた広い範囲を対象としており、すなわち農地等の取得、未墾地取得、果樹園経営改善、畜産経営拡大、農業構造改善事業推進等の資金、その他林業、沿岸漁業改善のための資金などが含まれ、国の財政によって大きな資金枠(昭和38年度300億円)が確保されています。このうち畜産経営拡大資金については、すでに本誌14巻4号に解説されていますので、ここでは農業構造改善事業推進資金について、畜産を中心に概要を紹介することにいたします。

この資金は農業構造改善のために必要な事業とし

て計画されたものを対象として融資が行われるものですが、これは大きく融資単独事業と国庫補助事業残融資に分けられます。

#### 融資単独事業

農業構造改善のために必要な事業として一定地域(一般地区、パイロット地区)で、3年間に計画的に実施される知事の認定したもので、畜産関係ではつぎのものが対象とされます。

#### 家畜の購入

- (イ) 搾乳の用に供する乳牛
- (ロ) 繁殖の用に供する肉用雌牛
- (ハ) 繁殖の用に供する豚

#### 農 舎

農産物の集荷、飼料の調整または放牧の監視のための建物および付帯施設

#### 畜 舎

建物および付帯施設、家畜排泄物処理施設(主たる部分がコンクリート等で造られた堅固なもの)

#### たい肥舎

床はコンクリートとし、腰壁はコンクリートまたはブロックとする。

#### サイロ

主としてコンクリート造りまたはブロック造りのものとする。

#### 家畜管理所

建物、機械器具および付帯施設

(牧さく)

木さくおよび電気牧さくとする。

(かん水施設)

貯水槽、かん水用ポンプ、パイプおよびスプリンクラーならびに付帯施設

(農産物処理加工施設)

## 岡山畜産便り 1963.12

建物、処理加工調整のための機械および付帯施設  
(農産物保管貯蔵施設)

主として農産物および飼料の保管貯蔵のための建  
物および付帯施設

(ふ卵育すう施設)

建物、育すう機、ふ卵機及び付帯施設

(家畜用水施設)

水源施設、揚水施設、導水施設および給水施設

(運搬用機具)

などが畜産に関連のあるものですが、建物施設等  
については必要最小限度の土地を、運搬用機具に  
はトラックも含まれますが、過剰投資とならない  
よう注意が望まれています。

またこの資金で家畜を導入する場合、事業実施計  
画に基づく補助や融単事業で実施される畜舎、サイ  
ロ、牧さくや畜産関係農機具の改良、造成等の事業  
と相互の関連がうまくいくよう十分な配慮が必要で  
あります。

### 【貸付(転賃)を受けられる者】

農業を営む個人、農業を営む農事組合法人、合名  
会社、合資会社及び有限会社(農作業の共同化のた  
めの生産行程の一部を行う者を含む、以下同じ)の  
ほか、事業生産を行う任意組合となっています。

### 【利 率】

年3分5厘

### 【償還期限】

家畜の購入 12年以内

施設の改良、造成または取得コンクリート、煉瓦  
石、ブロック、鉄骨造り等の堅固な施設 17年 //

これ以外の施設 12年 //

これら施設のうち機械器具のみ 7年 //

### 【据置期間】

前記の対象事業はいずれも3年以内

### 【貸付限度】

農業を営む個人 250万円

農業を営む農事組合法人、合名会社、合資会社お  
よび有限会社 1,000万円

とされていますが、農業生産を行う任意組合で連帯  
で借入れの場合は総額1,000万円となっています。

### 【融資率】

8割以内

### 【保証人および担保】

貸付けの場合には保証人および担保、又はこれら  
のどちらか一つを必要とします。またこの資金は公  
庫の受記機関としての県信連から農協が借受けるこ  
とになりますが、この場合転賃を受ける者(前記農  
業を営む個人および法人)が連帯保証人となります。

担保は原則として転賃を受けた者の所有する農地、  
採草地、山林又は宅地その他の資産を、直接農林金  
融公庫が徴することになっています。

### 【償還の方法】

割賦償還(年賦)により据置期間中は利息のみの  
支払いでよく、償還期限に入ると元利均等償還とな  
ります。

### 【貸付方法】

原則として農業共同組合を通じて転賃されます。

またこの資金の枠は融資単独事業においては、構  
造改善事業実施地域、一地域当り1,600万円(事業  
費2,000万円)となっていますが、このほかにも認  
定された構造改善事業計画以外の関連事業について  
改善目標の達成に必要と認められた場合には、農業  
近代化資金をあわせて借入れすることができるよう  
になっています。このように農業構造改善事業につ  
いては、優先的に有利な条件で農家負担額に対して  
融資されるよう配慮されています。

## 国庫補助事業の補助残

貸付対象事業は農業構造改善補助対象事業実施基  
準に適合するもので前記融資単独事業の対象事業と  
同じですが、貸付けを受けられる者は、10戸以上(畜  
舎の場合は5戸以上)の

農業を営む農事組合法

農事組合法人以外の農業生産法人

農業生産を行う任意組合

に限られます。

利率は6分5厘、貸付金額の限度は借受者ごとに  
1,000万円、融資率は貸付を受ける者の事業負担額の  
8割以内となっており、このほかは、償還期限、措  
置期間、保証人および担保、償還の方法、貸付方式  
などすべて前記の融資単独事業と同じ条件となっ  
ています。以上が推進資金の主な条件であります。

## 岡山畜産便り 1963.12

### 【申込み方法】

融資単独事業の場合には、融資申込みに先だつて転貸を受けようとする者が、市町村を通じて事業計画認定申請書を毎年7月頃までに知事あてに提出し、認定を受けなければなりません。

農業を営む個人や法人が転貸を受ける場合には、事業計画内容や保証人、担保などについて十分農協と協議して申込みを行う必要があります。

また貸付けを受ける農協としての申込みは、借入申込書を添付調書とともに二部あて受託金融機関（県信連）へ提出します。

借入申込みに必要な書類は、所定様式による借入申込書、添付調書（保証人調書、担保調査、農業生産法人調書—法人の場合に必要でこれには法人関係の添付資料を必要とする—）、融単融資申込調書（融単の場合）、補助残融資申込調書（補助残の場合）、最近3ヵ年の事業報告書、最近の試算表、借入についての決議録写、定款（総合農協の場合は不要）となっています。

なお、この資金と他の資金との関係では、この資金による事業の実施期間中には、酪農経営または肉用牛経営に関係のある経営拡大資金の貸付けは、受けられないことになっています。